

V 詳しくお知りになりたい方へ

1 償却資産の課税客体となる車両

(1) 大型特殊自動車

次の表に掲げる車両は、大型特殊自動車に該当するため、償却資産の申告対象となります。

なお、大型特殊自動車は、運輸局への登録の有無に関わらず、すべてが償却資産の申告対象です。

(道路運送車両法施行規則第2条別表第1)

大型特殊自動車の種類	自動車の構造及び原動機	最高速度	長さ	幅	高さ
一般用 ・ 建設用	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	15 km/h を超える もの	4.7 m を超える もの	1.7 m を超える もの	2.8 m を超える もの
		(上記の各項目に1つでも該当すれば大型特殊自動車です。)			
農耕 作業用	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	35 km/h 以上の もの			
その他	ポール・トレーラ及び国土交通大臣が指定する特殊な構造を有する自動車				

(2) 大型特殊自動車の分類番号 (自動車登録規則第13条第1項第2号別表第2)

申告が必要な大型特殊自動車は、次の分類番号のものです。

区分	分類番号
建設機械に該当するもの	0、00～09、000～099
建設機械以外のもの	9、90～99、900～999

【例】ナンバープレートの表示
分類番号

北九州 00
あ 12-××

北九州 99
い 67-××

(3) 無登録車両の取扱いについて

自動車税が課税される自動車及び軽自動車税が課税される軽自動車等は、償却資産の申告対象から除かれます。

そのため、自動車及び軽自動車等が、無登録車（ナンバープレートのついていない車両）であっても償却資産の申告は必要ありません。

2 償却資産と家屋の区分

(1) 建築設備の範囲

建築設備とは、電気設備、ガス設備、衛生設備、給排水設備、空気調和設備、消火設備、避雷設備、塵芥処理設備などで本来家屋と一体となって家屋の効用を高めるための設備をいい、税務会計上では、おおむね「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」別表第1の「建物附属設備」に該当するものです。

(2) 建築設備の償却資産と家屋の区分

建築設備は、経理上の勘定科目に関わらず、固定資産税の取扱い上、次の区分により償却資産と家屋とに分離して取り扱われます。

償却資産の申告対象とするもの

単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの、独立した機器としての性格の強いもの、特定の生産業務の用に供されるものは、償却資産として取り扱われます。

次のような設備は、すべて償却資産として取り扱われます。

- (例) ① 工場等における機械の動力配線・配管、コンセント、ガス配管、給排水配管、給排気設備、エアー配管、油配管、照明設備、空調設備など
- ② 工場などの天井クレーン設備
- ③ 冷凍・冷蔵倉庫、製氷業の冷凍・冷蔵設備
- ④ 公衆浴場、プール等のろ過機
- ⑤ 映画館、演劇場、興行場のスクリーン設備、局所照明設備、音声発生装置
- ⑥ 証券会社に設けられる株式価格表示設備
- ⑦ 事業用駐車場の駐車機械設備

家屋の評価に含めるもの

家屋に取り付けられた建築設備で、通常家屋と一体となって家屋の効用を高めるものは、家屋として取り扱われます。

よって、次頁の区分表で「家屋評価に含めるもの」に区分している設備であっても、家屋と構造上一体となっていないものについては、償却資産の対象となります。

建築設備については償却資産と家屋の区別が困難な場合が多いので、次頁の区分表を参考にいただき、詳しい取扱いについては、北九州市役所財政局税務部固定資産税課償却資産係にお問合わせください。

(3) 建築設備に関する償却資産と家屋の区分表

表中『家屋評価に含めるもの』に区分している設備であっても、屋外にあるもの、家屋から独立して設置されたもの又は家屋と所有者が異なるもの等で事業の用に供しているものについては、償却資産として申告の対象になります。

設備種類	設備の分類	償却資産の申告対象とするもの	家屋評価に含めるもの
電気設備	変電設備	変圧器並びに附属する配管及び配線一式、工業用変送電設備、配電設備	
	屋内配線設備	工場内製造機械用コンセント	配管、配線、スイッチ、コンセント、分電盤
	電灯照明設備	ネオンサイン、スポットライト、投光器、電光盤、外灯、電球・蛍光管	屋内の照明設備
	動力配線設備	特定の生産又は業務用動力配線設備一式（動力分電盤、動力操作盤、手元開閉器、ワイヤリングダクト、配管、配線等）	左記以外のもの
	予備電源設備（自家発電）	蓄電池、発電機及び附属品一式、充電器、配管、配線	
	太陽光発電設備	太陽光発電設備一式（右記以外のもの）	太陽光発電設備一式（屋根建材一体型）
	中央監視制御装置	装置一式（配管、配線を含む）	
	電話設備	電話機、交換機、電源装置	配管、配線、端子盤
	インターホン設備		インターホン器具等 配管、配線
	音響呼出設備	アンプ	ベル、ブザー、配管、配線
	出退表示設備		表示器、操作盤、配管、配線、押しボタン
	窓口用特定用件表示設備		表示器、操作盤、配管、配線
	火災報知設備	屋外のもの	配管、配線、附属機器
	業務監視用 T V 設備	受像機（テレビ）、カメラ	配管、配線
	T V 等共同 視 聴 設備	受像機（テレビ）	親アンテナ、整合器、分岐器、分配器、配管、増幅器、ケーブル
	ラジオ設備	受信機、アンテナ	配管、配線
	T V 設備	受像機（テレビ）、アンテナ	配管、配線

設備種類	設備の分類	償却資産の申告対象とするもの	家屋評価に含めるもの
電気設備	電気時計設備	親時計、モーターサイレン、 外壁に取付けられた電光時計	子時計、端子盤、ベル、 チャイム、配管、配線
	電熱設備	電熱器、冷蔵庫、電子レンジ	配管、配線
	L A N 設備 (インターネット)	サーバー、ハブ、端末機、ケーブル 光ファイバーケーブル、配管、WiFi設備	
ガス設備	ガス供給設備	屋外配管、生産事業用一式	屋内支管、排気管、 カラン（業務用を除く）
給水設備	水源	井戸、屋外配管	
	揚水設備		ポンプ、揚水管
	給水設備	独立高架水槽、屋外配管、 工業用給水配管	受水槽、貯水槽、 ポンプ、止水栓、 給水栓、圧縮機、 圧力タンク、配管
給湯設備	局所給湯設備	独立煙突、瞬間湯沸し器	バーナー、ボイラー、 貯湯槽、配管
	中央給湯設備	独立煙突、独立煙道	ソーラー式集熱器及び 貯湯槽、ボイラー、配管
衛生設備	衛生器具設備	独立煙突、事業用流し類、 メディスンキャビネット	洗面器、手洗器、 便器及び付属器、 洗髪器、シャワー、窯、 洗浄器、浴槽、水飲器、 温水洗浄便座
	便器洗浄装置		洗浄装置一式
	便槽設備		便槽装置、排気筒
	し尿浄化槽設備	し尿浄化槽装置一式（建物から離れて 設置されているもの）	し尿浄化槽装置一式 （建物と一体となっ ているもの）
排水設備	排水設備	屋外のもの、工業用排水配管	屋内排水管、ポンプ
	通気設備		通気管（ベント）
防災設備	消火設備	ホース及びノズル、 手提式・車輪付消火器、 ガスボンベ、屋外消火栓設備	消火栓設備、 スプリンクラー設備、 ドレンチャー設備、 泡消火設備、 ハロゲンガス消火設備、 炭酸ガス消火設備
	避雷設備		避雷設備一式
換気設備		工業用送風装置	送風機、換気扇、 排風機、ダクト

設備種類	設備の分類	償却資産の申告対象とするもの	家屋評価に含めるもの
空気調和設備		ルームエアコン(室外機含む)、 ＩＣ工場等のクリーンルームの 空調設備 エアシャワー、 工場内熱処理用ボイラー設備	ダクト式エアコン、 埋め込み式エアコン、 ダクト設備、配管設備、 冷凍機、ヒートポンプ、 冷温水発生装置、 冷却塔、温水ボイラー、 蒸気ボイラー、温風炉、 燃焼装置、給油装置、 太陽熱利用放熱器、 赤外線ヒーター、 ファンコイルユニット、 加湿装置、減湿装置、 エアーカーテン(家屋と 一体となっている設備)
運搬設備		機械式駐車場設備、 工業用ベルトコンベアー設備一式、 天井クレーン設備一式 気送子、 搬送個(病院のカルテ運搬用)	エレベーター、リフト、 気送管設備 ダムウェーター、 エスカレーター、 メールシユート設備
塵芥処理設備		独立煙突、独立煙道、 屋外の塵芥燃焼炉設備	ダストシユート、 焼却炉
厨房設備		調理機器、食器洗淨機、製氷機、 冷凍・冷蔵庫、温蔵庫	システムキッチン
洗濯機設備		洗濯機、脱水機、乾燥機、 プレス機	
医療機器設備		医療用ガス設備、吸引設備、ポンペ、 真空ポンプ、消毒設備、手術設備、 X線設備	
その他設備	自動扉設備		自動扉設備
	管制設備		自動車管制設備
	清掃設備	移可動の清掃機器	窓拭用ゴンドラ(構造 上、家屋と一体となっ ているもの) 中央式真空清掃設備
	非常通報設備		非常通報設備
	特殊設備	夜間金庫	銀行等の金庫室の扉
	その他	宅配ボックス	

3 賃借人（テナント）の方等が施工した内装などについて

賃借人（テナント）の方等が自己の費用で施工した内装、造作及び建築設備などの資産については、償却資産として賃借人（テナント）の方等に申告していただいております。

つまり、賃借人（テナント）の方等が施工した内装などの資産を事業の用に供しているときは、原則として賃借人（テナント）の方等がその資産の所有者として固定資産税の納税義務者となります。

(1) 申告の対象となる資産を具体的に示せば、次のようなものです。

- ① 内部・床・天井仕上げ・建具・造り付け家具、間仕切りなどの内装工事
- ② 電気、ガス、給排水、衛生、空調などの建築設備

(2) 申告の方法

- ① 賃借人（テナント）の方等が、内装などの資産を他の一般資産と合わせて申告してください。
- ② 償却資産申告書に記入する際の資産の種類は、「2 機械及び装置」に含めてください。

4 マイナンバー法による本人確認資料の提出について *法人を除く

個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、番号法に定める本人確認を行います。以下①～③ごとに1種類ずつ資料の写し（コピー）をご提出ください。ただし、電子申告をご利用の方は不要です。

(1) 申告者本人が申告書を提出する場合（窓口・郵送）

- ① 番号確認資料→個人番号カード（裏面）、通知カード、住民票（個人番号が記載されたもの）等
- ② 身元確認資料→個人番号カード（表面）、運転免許証、市が住所及び氏名を印字して送付した申告書等

(2) 代理人が申告書を提出する場合（窓口・郵送）

- ① 申告者本人の番号確認資料→本人の個人番号カード（裏面）、本人の通知カード、本人の住民票（個人番号が記載されたもの）等
- ② 代理人の身元確認資料→代理人の個人番号カード（表面）、代理人の運転免許証、代理人の税理士証票等
- ③ 代理権確認資料→税務代理権限証書、委任状等
※ 代理権確認資料については、写し（コピー）ではなく、原本の添付をお願いします。

(3) その他

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。制度の主旨をご理解いただき、マイナンバーの記載にご協力ください。ただし、マイナンバーの記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、申告書への個人番号の記載はないものとして受理いたしますので、予めご了承ください。

5 借用資産（リース資産）について

借用資産（リース資産）の償却資産における申告義務者は、一般的には次の（１）及び（２）のように区分されます。

なお、取得価額が20万円未満のリース資産（法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産）については、償却資産の申告対象資産とはなりません。

（１） 賃貸人（リース会社）に申告義務がある場合

下記（２）の場合以外

なお、申告の際は、申告義務者確認のため、必ず「リース契約書」の写しを添付してください。

（２） 賃借人（借り受けている企業、人）に申告義務がある場合

下記の①及び②のいずれかに該当する場合のリース取引は、借り受けている方に申告義務が生じますので契約内容を確認してください。

① 売買として取扱うケース（次の㉠～㉣のいずれかに該当するもの）

㉠ リース期間終了の時又はリース期間の中途において、リース資産が無償又は名目的な対価の額で賃借人に譲渡されるもの。

㉡ 賃借人に対し、リース期間終了の時又はリース期間の中途において、リース資産を著しく有利な価額で買い取る権利が与えられているもの。

㉢ リース資産の種類、用途、設置の状況等に照らし、リース資産がその使用可能期間中当該賃借人によってのみ使用されると見込まれるものであること又はリース資産の識別が困難であると認められるもの。

㉣ リース期間がリース資産の法定耐用年数に比して相当の差異があるもの（賃貸人又は賃借人の法人税又は所得税の負担を著しく軽減すると認められるもの）であること。

② 金銭の賃借として取扱うケース（リースバック）

譲受人が譲渡人に対する賃貸を条件に資産の売買を行った場合において、当該資産の種類、当該売買及び賃貸に至るまでの事情その他の状況を照らし、これら一連の取引が実質的に金銭の貸借であると認められるもの。

6 所有権留保付資産について（地方税法第342条第3項）

割賦（分割）販売などで購入した資産は、買主の方が申告してください。

7 国税との主な違い

項 目	償却資産（固定資産税）	国 税
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	旧定率法	選択制度
前年中の新規取得資産	半年償却	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません	認められます
特別償却・割増償却 即時償却	認められません	認められます
増加償却・短縮耐用年数	認められます	認められます
評価額の最低限度	取得価額の5%	1円
改良費（資本的支出）	区分評価	区分評価 （平成19年3月31日以前取得 の資産については、合算評価）
3年一括償却	認められます	認められます
中小企業者等の少額減価償却 資産の取得価額の損金算入	認められません	認められます
家庭用と事業用の両方で 使用の資産の使用按分	認められません	認められます

8 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度について

平成15年度税制改正で創設された「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（租税特別措置法第28条の2、第67条の5、旧第67条の8）」（一定の中小企業者に該当する法人等が一定期間に取得等をした減価償却資産で、取得価額が30万円未満であるものについて、損金算入を認める制度）の適用を受け、損金経理され損金の額に算入された資産であっても、固定資産税上は申告対象となります。

9 課税標準の特例該当資産

特定の償却資産に対しては、地方税法上、「課税標準の特例」を設け、税負担の軽減が図られています。該当資産の特例適用の認否については、北九州市財政局税務部固定資産税課償却資産係で行います。

なお、新規に申告される資産がある場合には、特例対象資産届出書及び適用判定書類の提出が必要となりますので、事前にお問い合わせください。

課税標準の特例の対象となる償却資産（主なもの）

適用条項	特例対象施設等	課税標準の特例率	主な適用判定書類（例）
地方税法 第349条の3 第5項	内航船舶	1/2	船舶検査証書・船舶国籍証書の写し等
地方税法附則 第15条第25項 第1～3号	再生可能エネルギー発電設備※	最初の3年間 1/2～3/4	（太陽光発電のみ） 再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し等 （太陽光発電以外） 再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し等
地方税法附則 第15条第32項	企業主導型保育事業の用に供する固定資産 ※各年度の賦課期日において、引き続き政府の補助（企業主導型保育事業の運営費補助金）を受けていることが必要 なお施設整備補助金は対象外 また有料で借り受けて当該事業の用に供している固定資産は対象外	平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に最初に政府の補助を受けた日の属する翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年間 1/2	<ul style="list-style-type: none"> 企業主導型保育事業（運営費）助成決定通知書の写し 減価償却明細書又は固定資産台帳
地方税法附則 第15条第45項	認定先端設備等導入計画に基づき中小事業者等が取得した機械装置等 ※取得前に先端設備等導入計画の認定を受けていることが必要	最初の3年間 1/2 （令和5年4月1日～令和7年3月31日の取得に限る） ※ただし賃上げ方針を先端設備等導入計画に位置付けた場合は、下記のとおり ・R5.4.1～R6.3.31取得資産 最初の5年間 1/3 ・R6.4.1～R7.3.31取得資産 最初の4年間 1/3	<ul style="list-style-type: none"> 先端設備等導入計画に係る認定申請書（写） 当該計画の認定書（写） 認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書（写） 賃上げ方針を伴う計画の場合は、従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面（写）等

※再生可能エネルギー発電設備の課税標準の特例の適用について

標記発電設備のうち、平成28年4月1日から令和6年3月31日までに取得した太陽光発電設備については、適用要件は以下のとおりです。

①自家消費型太陽光発電設備（固定価格買取制度の対象となる設備は該当しません。）

②再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けた設備

ただし、平成28年3月31日までに取得した太陽光発電設備については従前の規定が適用されます。

また、太陽光発電設備以外の再生可能エネルギー発電設備については、適用要件が異なります。

詳しくはお問い合わせください。